

秋田市会計年度任用職員の給与等に関する条例および秋田市公営企業職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月19日

秋田市長 穂 積 志

## 秋田市条例第7号

秋田市会計年度任用職員の給与等に関する条例および秋田市公営企業職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(秋田市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 秋田市会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年秋田市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「期末手当」の次に「および勤勉手当」を加え、同項第2号中「および期末手当」を「、期末手当および勤勉手当」に改める。

第21条の見出し中「期末手当」の次に「および勤勉手当」を加え、同条第1項中「期末手当を」の次に「、給与条例第27条第1項から第4項までの規定の例により勤勉手当を、それぞれ」を、「期末手当基礎額」の次に「および勤勉手当基礎額」を加え、同条第3項中「期末手当」の次に「および勤勉手当」を加え、同条第4項中「第26条の3」の次に「(これらの規定を給与条例第27条第5項において読み替えて準用する場合を含む。)」を加える。

第22条第1項第1号中「期末手当」の次に「および勤勉手当」を加え、同項第2号中「および期末手当」を「、期末手当および勤勉手当」に改める。

(秋田市公営企業職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 秋田市公営企業職員の給与に関する条例(昭和28年秋田市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第17条第1項第1号中「および期末手当」を「、期末手当および勤勉手当」に改め、同条第2項中「、第14条、第15条」を「から第15条まで」に改め、「、第16条の6ただし書中「期末手当および勤勉手当」とあるのは「期末手当」と」を削る。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(秋田市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

2 秋田市職員の育児休業等に関する条例（平成4年秋田市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第7条第3項中「（会計年度任用職員を除く。）」を削り、同条に次の1項を加える。

4 前項の規定にかかわらず、育児休業をしている会計年度任用職員の勤勉手当の支給については、別に定めるところによる。